

第2章 計画の構想



第2章 計画の構想

第1節 計画の基本理念

本計画の策定の背景で述べた子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるための課題解決にあたり、その基本原則となる考え方（基本理念）を次のとおり定め、子ども・子育てや次世代育成に関する様々な施策の展開を図ります。

次代の社会を担う子どもたちを育むまち“いばらき”

～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～

第2節 施策展開についての考え方

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという前提を踏まえ、地域全体で子育て家庭を支援する体制づくりをめざすものであり、児童の権利に関する条約において定められている4つの包括的権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）を基本に、「子どもの最善の利益」が優先されるよう、子どもの視点に立ちながら施策を展開します。

また、子どもの年齢や家庭の経済力、家族形態などに関係なく、すべての子育て家庭に対するすき間のない支援とともに、妊娠・出産期から子どもの育成支援まで、子どもの成長過程に沿った相談や情報提供をはじめ、必要な支援を切れ目なく、きめ細かく行う視点に立ちながら施策を展開します。

さらに、本計画は、行政だけの公的な支援だけでなく、家庭、地域、企業など、各主体それぞれの取組を示すものであり、地域における主体的な子育て支援活動と連携・協働し、「子育てでつながる地域社会」を実現する視点に立ちながら施策を展開します。そのため、これから親になる人や子育て中の親子に対し、市民一人ひとりが自分でできるほんの少しの気遣いや手助けしたい気持ちを言葉と行動で表すことができる人と環境づくりを推進します。



1 ライフステージに沿った施策の展開

本計画に定める子ども・子育てに関する施策は、保健、福祉、医療、教育、労働、生活環境等あらゆる分野に関わり、また妊娠・出産期から青年期に至るまでのライフステージにわたることから、各分野、各ライフステージにおいて、ニーズや課題に沿った適切な施策を展開する必要があります。

ライフステージを、①妊娠・出産期、②就学前期、③小・中学校期、④青年期の4つのステージに分け、それぞれの段階における課題解決に向け取り組むべき施策や事業を定め計画的に推進します。

各ステージにおいて取り組むべき施策の考え方は次のとおりです。

(1) 妊娠・出産期 ～ 安心して妊娠・出産できるように ～

これから親となる世代が、将来子どもを生き育てたいと思えるように、生命をつなぐことの意義をはじめ、子どもを生き育てることや家庭を築くことの大切さなどの理解を深めるための啓発を充実します。

また、妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産・育児ができるように、妊娠期における健康の保持・増進をはじめ、妊娠・出産・子育てに関する知識の普及や育児支援などを充実します。

【施策の方向】

- 子どもを生き育てるための意識啓発
- 妊産婦の健康保持・増進

(2) 就学前期 ～ のびのびと子どもが育ち、安心して子育てできるように ～

子どもが健やかに成長し、保護者が子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援や母子保健サービスの充実を図るとともに、子育てを地域全体で支援し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、就労形態の多様化に伴う保育サービスのほか、幼児期の教育に対するニーズに応える事業など、すべての子育て家庭のニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。

【施策の方向】

- 子どもの健康保持・増進
- 就学前教育・保育の充実
- 子育て支援サービスの充実
- 地域ぐるみの子育て支援
- 安心して外出できる環境整備



(3) 小・中学校期 ～ 「生きる力」と豊かな感性が育まれるように ～

すべての児童・生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成することで、「生きる力」を向上させるとともに、個人の可能性を最大限引き出すため、学校園をはじめ保育所、関係諸団体が連携して就学前から中学校卒業まで一貫した「きめ細やかで質の高い教育」を保障し、「学びを通じた信頼される学校づくり」を推進します。

また、子どもが地域で安全・安心に過ごすことができる居場所の充実や、子ども自身がまちづくりに参加・参画できる機会の充実を図ります。

【施策の方向】

- 特色ある学校教育の充実
- 学校・地域・家庭の連携
- 安全で安心な居場所づくり
- 子どもの視点を取り入れた社会づくり

(4) 青年期 ～ 心豊かな次代の親が育つように ～

多様な社会活動への参加や幅広い体験を通し、自ら考え、自ら行動する力を身につけ、また就労や結婚、出産、子育てなど、自身の将来について主体的に向き合い、自己実現に向けて前向きに取り組み、夢や目標を実現することができる自立した子ども・若者の育成を図ります。

さらに、家庭や学校、地域の関係者等との連携のもと、子ども・若者の健全育成を図り、心豊かにたくましく成長することができるよう支援します。

【施策の方向】

- 若者の自立支援
- 青少年の健全育成
- 体験活動の充実





2 社会的な支援が必要な子どもや家庭に対する施策の展開～ 社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できるように ～

家族構成や家庭環境、国籍などに関係なく、多様性を認め合い、「子どもの最善の利益」が優先されながら育成されるよう、支援が必要な子どもや家庭に対し、関係機関・団体が連携した対策を推進し、社会全体が温かく見守る環境づくりに取り組みます。

ひとり親家庭には、きめ細かな福祉サービスの展開をはじめ、就業支援や経済的支援など総合的な取組を推進します。また、障害のある子どもを養育する家庭には、障害の状況に応じた適切な教育・保育・療育や福祉サービスが提供される体制の充実を図ります。さらに、児童虐待の防止に向けた取組を強化するとともに、児童虐待の早期発見、虐待を受けた子どもの保護や自立のための支援などを推進します。そのほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」並びに「子供の貧困対策に関する大綱」が施行されたことを踏まえ、本市においても、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

【施策の方向】

- ひとり親家庭支援
- 障害のある子どもを養育する家庭への支援
- 児童虐待防止
- 外国人など配慮が必要な家庭への支援
- 子どもの貧困対策

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展開 ～ 仕事と生活の調和がとれるように ～

男女ともに仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望するバランスで暮らすことができるよう、働き方の見直しなど、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や育児・介護休業法等について企業や労働者に対し啓発や情報提供を図ります。

また、労働者が出産、子育てや介護などを理由に就労を断念することなく、その希望に応じ働き続けられる職場環境の改善・充実を企業に働きかけます。

【施策の方向】

- 意識啓発
- 職場環境の改善に向けた支援



4 施策展開のイメージ図



